

【論考】

# 人生を豊かにするための日本語教育のこれから

## －「点」から「線」、そして「面」へ－

### The Future of Japanese Language Education to Enrich the Life: From "Point" to "Line" and then to "Plane"

インターカルト日本語学校学校長 加藤 早苗

KATO Sanae

(Intercultural Institute of Japan, Principal)

キーワード：多文化共生社会、エンパワーメントの実現、思考の転換、留学生支援

#### 1. はじめに

本稿での執筆は今回が3回目となる。1回目の2012年10月号「日本語学校の今とこれから—日本全体で留学生を迎えるために—」では、日本語学校、当時まだその名のなかった現在の「法務省告示日本語教育機関<sup>1</sup>」（以下、日本語教育機関という）における留学生受け入れという「点」の視点で、2回目の2018年1月号「価値の共創—グローバル人材育成の礎を創るために—」では、グローバル人材を日本語教育機関と各所との連携によって育成するという「線」の視点で執筆した。

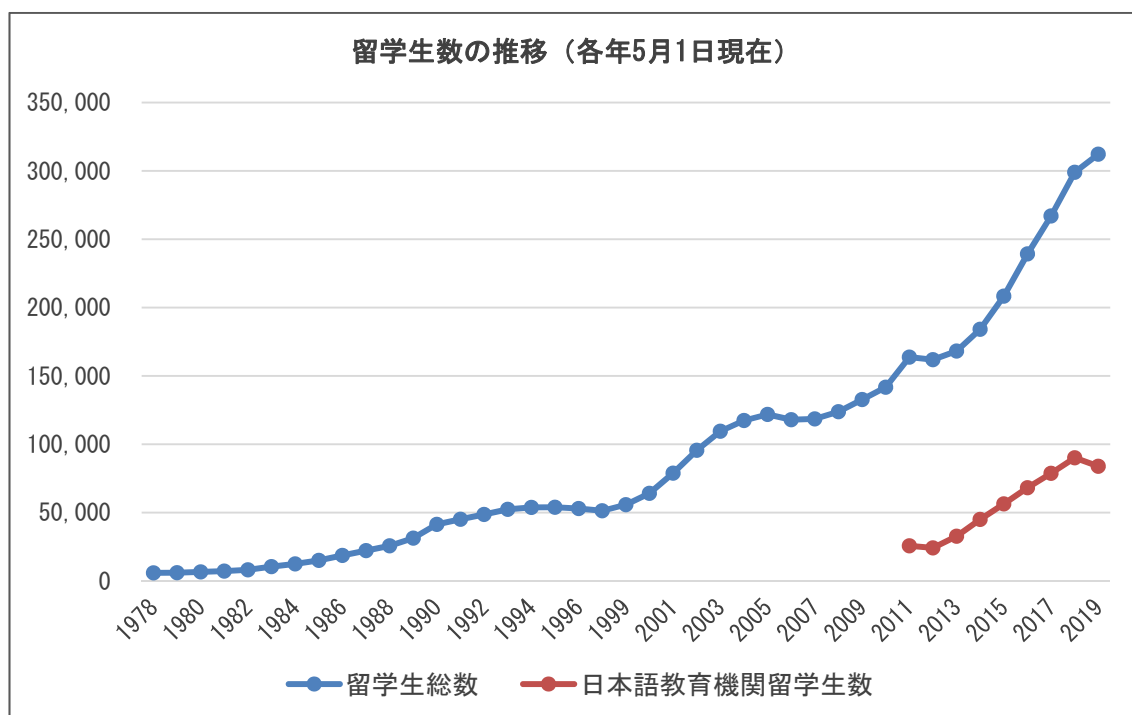
続く今回は、日本の少子高齢化、グローバル化を背景に外国人受け入れ促進が大きく進む中、突然起こり世界を揺るがしている新型コロナウイルスの出現による変化も視野に入れつつ、単に進学のため、就職のためといった留学生の枠を超え、今まさにその本質を問われることになる多文化共生社会へと向かう日本社会において人生を豊かにするための日本語教育のこれからについて考える。第1回、第2回と日本語教育機関を中心に据えて論じてきたが、第3回では外国人がその一員としてつながる社会を「面」と捉え、教育機関や企業、自治体などが在り、外国人と日本人が生きる、この日本の社会における日本語教育の役割とこれからについて考察する。そしてそこに、一人一人の目標や夢の実現、豊かな人生への道筋を見つけられたらと思っている。

<sup>1</sup> 「法務省告示日本語教育機関」とは、2016（平成28）年、日本語学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う機関のうち、在留資格「留学」を付与することができる機関について、「日本語教育機関の告示基準」及び「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に基づき法務省が告示で定めた日本語教育機関。

## 2. 日本語学習者と日本語教師の変化

### (1) 多様化がもたらした選択肢

筆者が初めて身をもって、日本語の需要が外的要因によってドラスティックに変わるということを知ったのは、1997年のアジア通貨危機で、自身が1994年のころから担当していた韓国財閥企業各社の日本研修が一瞬にしてすべてなくなったときだった。その後、実はその前にも様々な自然災害、事故や事件、海外の動向によって、教育という行為を行う機会そのものを揺るがされるという体験を繰り返してきたのであるが、2012年の本稿で筆者は、2008年のリーマンショックによる影響から抜け出せない状況下で起こった東日本大震災によって留学生数が激減した現実について述べた。その現実直面したのは日本語学校だけでなく大学や専門学校も同様であり、留学生を呼び戻すためにすべきことは、日本語学校同士や進学先を相手に競争するというようなことではなく、「グローバル化が進む今、従来の英語を始めとする欧米言語はもちろんのこと、近年では中国語や韓国語が非常なる勢いで世界に打って出ている。私たちの相手となるのは他の国、他の言語である」(加藤、2012a)と、留学生獲得競争の舞台は世界であることを書いた。



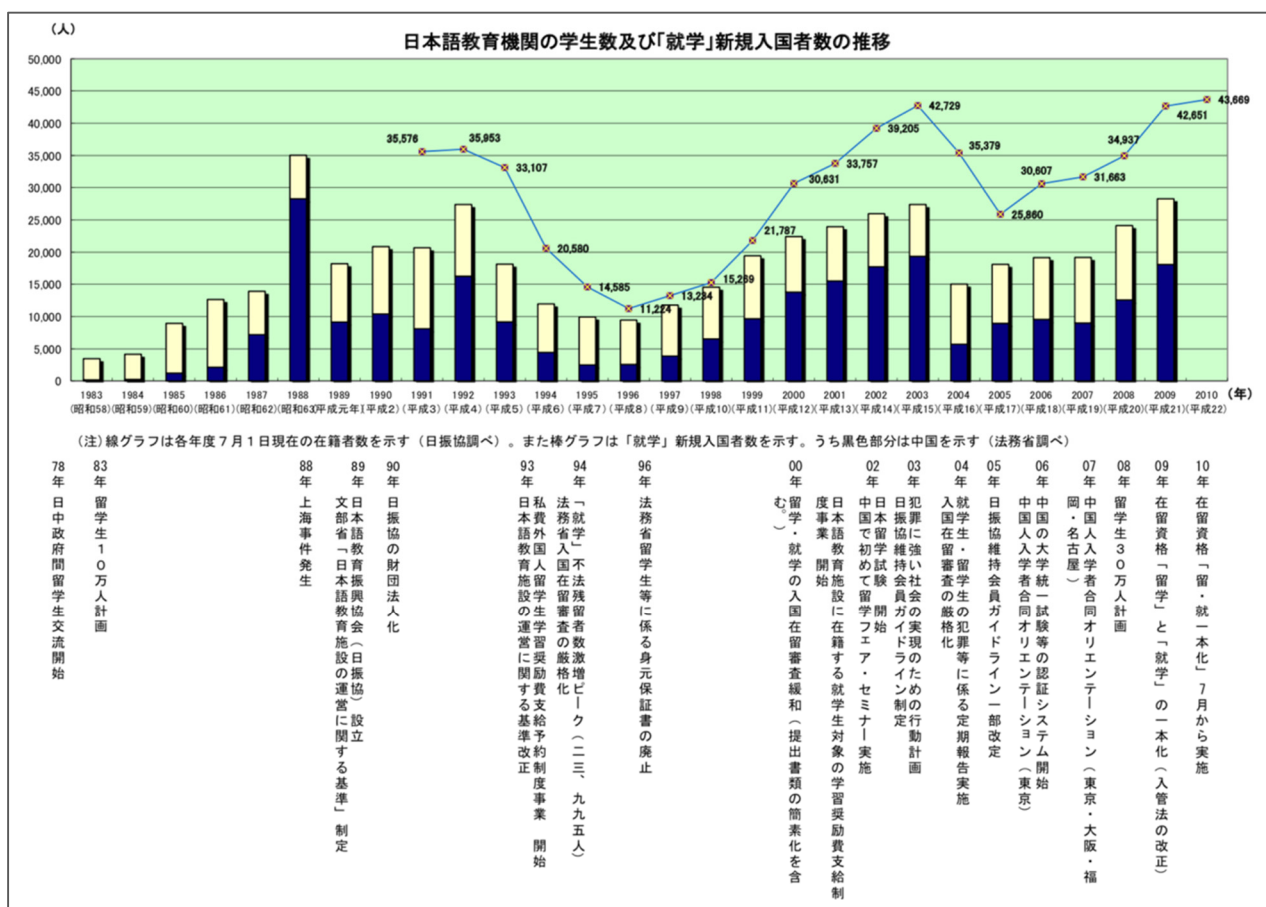
(「外国人留学生在籍状況調査結果」独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) より筆者作成)

しかし、終わってみると、東日本大震災による学生減がすぐに回復していることが、独立行政法人日本学生支援機構の「外国人留学生在籍状況調査」の数字からわかる。状況は、減少から激増に一変した。2012年に161,848人だった留学生数は、わずか6年後の2018年には298,980人、1.84倍にま

で増加している。さらに付け加えれば、本稿執筆時における最新情報である2019年には312,214人、前年比4.4%増となっている。

この激増の要因は何であったか。2012年に問うた「今、我々がすべきことは何か」の「何か」ではなかった。「減少した留学生を呼び戻すための方策とは別のところの要因で留学生が増加した結果」（加藤、2018b）である。背景には、ベトナム人、ネパール人留学生の急増があった。その理由を、佐藤（2016）は「ベトナムとネパールからの留学生増加の背景には、若者の就職難と、「日本では働きながら学べる」と宣伝する留学斡旋業者の存在があり、経済力のない若者の留学につながっていること、ベトナムでは、日系企業への就職希望が日本留学ブームを後押ししていることが判明した」と分析している。このように、留学生の増減は、世界の経済状況、自然災害、海外各国の個別要因による日本留学ブームによって決定するという流れでできていた。

そんな中、学生数増減の理由が単に上述の理由だけではない日本語教育機関の実情にも触れておきたい。以下のグラフは1983年から2010年まで、27年間の学生数の推移と関連事項を表す。



（一般財団法人日本語教育振興協会作成資料）

<sup>2</sup> 「就学」とは、1990（平成2）年の入管法改正によって新設された在留資格。2009（平成21）年、在留資格「留学」と「就学」を一本化するという内容の法改正があり、翌年からの実施により、日本語教育機関の在籍者に付与される在留資格は、「就学」から「留学」となった。

学生数増減の前に必ず、在留状況の変化と、それに伴う入国管理局による審査の厳格化と緩和、そして関連制度の見直しがあることがわかる。日本語教育機関の数もそれに連動し、その度にそこに携わる者、特に非常勤の日本語教師は自身が働く場、教える時間数の有無や増減に翻弄されてきた。しかし、見方を変えると、学習者の目的や進路、日本語を教える場、対象そのものが多様化する現在、日本語教師も日本語教育機関もそれぞれ、多様化という選択肢を得たと考えることもできる。

## (2) コロナから生まれた変化

教育の方法における変化は突然現れた。2020年の新型コロナウイルスの感染拡大による対応によって、対面で行うことだけが教育の王道ではないということに世界中の人々が気づかされた。

一事例として自校におけるコロナへの対応を記す。

- 2月25日 通学電車の混雑を避け、授業時間の1時間短縮を発表
- 3月10日 卒業式の中止を発表 以降、基本すべての学校行事を中止
- 4月3日 4月新学期の授業について、5月の連休明けまでの休講、自宅待機要請を発表
- 5月7日 zoomによるライブ授業と動画配信を組み合わせた授業を開始
- 7月7日 検温、手指の消毒、マスク着用、時間ごとの机等の消毒を前提とした対面授業再開

1クラスの人数を10名以下に制限し、通学を望まない学生と入国できない新入生に対しては、授業をzoom配信した。10月に入り入国制限が解除されたことにより、現在は、入国後2週間の待機期間を経た新入生たちが徐々に教室に戻ってきているが、まだ、4月、7月、10月の入学予定者全体の1割にも満たない数である。海外からの短期プログラムに関してはすべて実施できていない。

この状況下において、オンラインによる授業が当たり前になったことが教育の方法における変化であるが、それを実現させたのは、授業を担当する教師たちの敏速な発想の切り替え、臆せずした挑戦、そして教師一人一人の目に見えぬ努力であった。自校においては、オンライン授業の開始にあたり、ITリテラシーの勉強会を行い、配信用の動画はクラスごとの学生のレベルや目的に合わせた内容を、専任、非常勤に関係なく担当教師がそれぞれ日々作成した。zoomのオンライン上のクラスに入る教師と学生、特に機材の操作に不慣れな教師に対しては、専任教師が分担して毎時間ごとにサポートした。

自校では、それまでもeラーニングの制作や、日本語教師養成講座でのサテライト校への授業配信、そして会議でのzoom使用など、オンライン化にまったく無縁であったわけではない。しかしそれらは「プラスα」の域を出ない存在であった。筆者は、かつて、アメリカでオンラインとオフライン（対面）の授業を同時並行で行う日本語教師の事例に触れたことがあるのだが、そのときに、「まったく同じタイトルの授業をオンラインとオフラインそれぞれで行い、同じ結果を出すことを求められる」

と聞き、驚いた記憶がある。今、この要求は、日本においても当たり前のこととなった。

「デジタルネイティブ<sup>3</sup>である学習者にとって、デジタルネイティブではない教師からのアドバイスは、現在も有効なものか、彼らの学習環境を考慮したものかを内省し、多様な選択肢を与えることが必要」と渋谷ら（2017）は指摘した。しかし今回の経験により、ノンデジタルネイティブ世代の教師たちが一歩前進したことと、いずれは日本語教師全体がデジタルネイティブ世代になるということを考えると、これは一過性の課題と考えるてよいかもしれない。

また、留学生受入れの今後について言うならば、コロナへの対応を経たことにより「留学」そのものの価値の見直しを迫られることにもなった。つまり、時間と費用を使って移動する先にある価値である。それについては、本稿とは別の場で論じたい。

### 3. 高度人材としての留学生の受入れと、共生のための仕組みの整備

#### （1）外国人高度人材受入れの過去と現在

本稿で考える留学生を誰と定義するか。日本語教育機関における留学生は、大きく、「進学」、「就職」、「帰国」に分類される。進学の先には、就職か帰国があるが、本稿で考える留学生は、日本に残り、日本で生活をし、生計を立てる、進学後の就職も含めた「就職」の категорияに在る者、日本社会と共に生きる、共生社会を築く人々とする。

留学生受入れの歴史をたどると、1983年に策定された「留学生10万人計画<sup>4</sup>」があり、非常にインパクトの大きいものであった。しかし、このとき、留学生を高度人材にという視点がなかったことは、「留学生＝未来からの大使、留学生受入れ＝知的国際貢献」（中央教育審議会、2002）という記載からも明らかである。その後それが明確になったのは、2007年の「アジア人財資金構想事業<sup>5</sup>」と、2008年策定の「留学生30万人計画<sup>6</sup>」であるが、これらにより体制が整備されたとは言えない。

体制の整備を阻んでいるものは何か、障害となっているのは何か、何をすれば目標に到達できるのか。福嶋(2016)は、外国人高度人材受入れにおける「政策と実態のギャップ」について、調査結果をもとに、「文部科学省は世界における日本の大学のランクアップのために、経済産業省はイノベーションを興せる人材を確保するために外国人高度人材の獲得を目指している」という政策側の意図を示している。一方、企業はその規模を問わず、「海外展開あるいは海外との関連を持つ現在において、国籍

<sup>3</sup> 「デジタルネイティブ」とは、物心がつくころからインターネットやパソコンのある生活環境で育ってきた世代。

<sup>4</sup> 「留学生10万人計画」は、1988年、中曽根元総理が21世紀初頭に当時のフランス並みの10万人に増加させる目標達成のため、世界に開かれた大学建設と、国際人としての日本人育成を提言した。

<sup>5</sup> 「アジア人財資金構想」は、2007年に経済産業省が文部科学省と連携してスタートした事業。産学が連携してコンソーシアムを形成し、企業ニーズを踏まえた、専門教育、日本語研修、インターンシップ等の就職支援をパッケージとして行ったが、2010年に事業仕分け（行政刷新会議）により廃止された。

<sup>6</sup> 「留学生30万人計画」は、2008年、福田元総理が「日本を世界に開かれた国」へと発展させる「グローバル戦略」の一環として策定した。

を問わない一社員として、あるいは本社機能と現地を結ぶ人材として、日本人と同じように考え、振る舞うことのできる外国籍社員を欲している」とする。さらに、当事者である外国人留学生や外国人高度人材の多くも「グローバル人材やブリッジ人材を目指しているわけではなく、日本人と同じように働きたいと考えて」おり、「日本の社会でイノベーションを興すというよりは、個人の幸せの追求のために日本の企業で働きながら、穏やかに過ごすことを望んでいる」（福嶋, 2016）とする。

#### 外国人高度人材受け入れにおける「政策と実態のギャップ」

文部科学省	世界における日本の大学のランクアップのため
経済産業省	イノベーションを興せる人材を確保するため
受入れ企業	（企業の規模を問わず）海外展開や海外との関連を持つために国籍に関係なく一社員として、本社機能と現地を結ぶ人材として
外国人留学生 ・外国人人材	グローバル人材やブリッジ人材を目指しているわけではなく、日本人と同じように働き、個人の幸せの追求のために穏やかに過ごしたい

（福嶋（2016）の本文を基に筆者作表）

このギャップは非常に興味深い結果であり、この齟齬こそが体制整備を阻む大きな要因となっているのであろうことがうかがえる。しかし同時に、見方を変えてみたら解決の糸口が見えると思わせる指摘もある。それは、外国人自身が「複数の国で学んできた知識や経験は企業にとって貴重な財産であり、企業が海外との結びつきを強める際の戦力になっている。その結果、本人の意識しないところでブリッジ人材となっていたり、それをも超えて日本企業を幹部として支える存在に成長したりしている例も見られた」（福嶋, 2016）という指摘である。

日本全体で見方を変えてみたらどうだろうか。日本の都合で外国人の受け入れを考えるのではなく、当事者である彼ら彼女らの「幸せの追求」を中心に据え、そこから国や企業それぞれの思い描く政策や目的に繋げるという考え方である。日本の安定や発展のために利用するというのでは、人の人生に対してあまりに都合が良すぎる。このように考えると、必然的に、日本が彼ら彼女らに選んでもらえる国になることが大前提となる。

#### （2）外国人との共生のための体制整備

2018年12月に、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が示され、2019年6月に「日本語教育推進に関する法律」が公布、施行されたことは、外国人に対する日本語教育に携わる者にとって、歴史的な意義のある大きな出来事であった。

しかしこれは、ゴールではなくスタートであるという認識を強く持たねばならない。総合的対応策は、「外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与する」、日本語教育推進法は、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与する」ことを目的として、国が示した。総合的対応策にある、国の責務、地方公共団体の責務、事業主の責務ということばによって、誰が日本語教育に責任を持って取り組むかということ、そして、日本語教育がインフラ、つまり社会基盤として必要であるとされたことは非常に大きな意味があるのだが、外国人を受け入れ、日本語教育に携わる者と共に、すべての日本人が主体的に体制整備に参画しなければその実現は遠い。それが、真の外国人との共生社会につながるからだ。

では、共生社会を成立させるために必要な核は何であろうか。一つは、外国人に対する日本のことばと文化の教育、そしてもう一つは、日本人に対する異文化間理解教育であると考えられる。

コロナ禍により、私たちがさらなる大きな転換、展開を迫られていることは確かである。これからの日本の未来を見据え、どんな社会を築くのか、どうしたら揺るぎない共生社会を築くことができるかを考える中で、日本語教育はどう貢献できるか、日本語教育の価値と役割について以下で論じたい。

#### 4. 人生を豊かにする多文化共生社会の実現に向けて

##### (1) 日本語教師の「外国人」と「日本社会」をつなぐという役割

「社会統合政策としての日本語教育の目的は、日本語を学ぶことを通してすべての人が社会的につながりを作り、この社会で自分らしく生きていけるようになることである」と神吉（2017）は言う。

「自分らしく生きる」とは、「エンパワーメントの実現」である。エンパワーメントとは「獲得された意思疎通の手段により、人とつながること、言葉の壁によって発揮できていなかった自分らしさや力を取り戻したり、発揮できたりするようになること、そして社会の一員として自立し、社会生活のあらゆる領域に参画すること」（文化庁, 2013）である。ことばを習得することによってエンパワーメントの実現が可能となる。前項で外国人留学生が追求すると言った「幸せ」も、その先にあるものであろう。

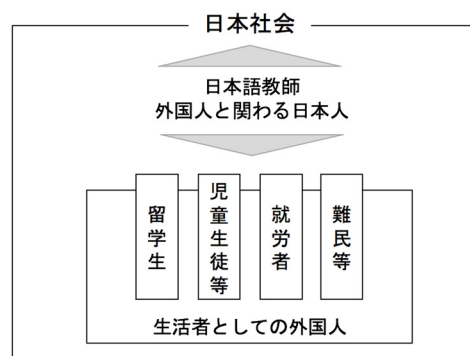
日本語を学ぶことを通してすべての人が社会とつながり、自分らしく生きていけるようになるために、外国人自身は、「自分が生きることになる異文化環境や日本の企業文化などを、教室ばかりでなく、人や社会とのコミュニティの中で自ら学び、知識を得ること」が必要である（加藤 c, 2020）。しかしそれは、「郷に入れば郷に従え」でも「同化」でもない。「共に生きる」である。

外国人であるということによって、常に教えてもらう人、庇護される人、さらには、できない人であってはならない。筆者はかつて、十分な日本語教育を受ける機会がないままに20年近く日本に住む外国籍の人から、「漢字がじょうずになったので、まちをあるいていても、そこに書いてある漢字をさ

がして読むようになりまして」と書かれた年賀状を受け取り、心打たれたことがある。この人は自校が委託されて開講する日本語教室に通う生活者としての外国人である。「生活者としての外国人」のための日本語教育が掲げる目標のキーワードは、「安心・安全」、「自立した生活」、「社会の一員」、そして「文化的な生活」であるが、この、人として当たり前のことが当たり前として行えないということが生活者としての外国人の課題、つまり現状ということである。「生活者としての外国人」とは、「だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営むすべての外国人」（文化審議会国語分科会 a, 2010）という定義に従うなら、留学生も就労者も児童生徒も、外国人人材と呼ばれる人々も皆、すべてが「生活者」に包括される。そして、そこで、日本語教師が外国人と日本社会をつなぎ、「橋渡し」の役割を担っている事例は多い。これからの日本社会においては、このつなぐ役割を果たす日本語教師や、外国人と関わる日本人<sup>7</sup>の存在が非常に重要になる。

その重要な役割を果たす人材の育成や養成はどうであろうか。文化審議会国語分科会が2018年にまとめた報告書「日本語教育人材の養成・研修の在り方」に、日本語教育人材の活動分野として、生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等に対する日本語教育と記されている。本稿で取り上げている留学生も高度人材も皆、日本で生活する外国人である。しかし、教師養成の実際はどうか。自校の日本語教師養成講座を見ても、基礎講座として受講生が全対象を知る場面は多くない。現行の日本語教師養成、日本語教育人材養成の内容も見直しが必要であろう。このことが、ひいては、2.（1）で記した「多様化がもたらした選択肢」につながるからである。

外国人と日本社会をつなぐ役割（イメージ）



筆者作成

## （2）日本人のための「思考の転換」をサポートする仕組み

外国人と日本人の共生社会において起こる問題を、外国人を受け入れる、マジョリティーの存在である日本人の側からの視点で見ると、その要因が異文化間コンフリクト<sup>8</sup>にあると考えられる事例に遭遇することが多くある。具体的には、外国人と日本人の共存場面で起こる誤解や対立の要因がそれぞれの文化の違いにあり、相手の文化を理解することなく否定したり、自身の文化を一方向的に押し付けたりすることによって溝ができ、さらに深まるという現象である。

<sup>7</sup> 「外国人と関わる日本人」とは、学校における日本語教師のみならず事務スタッフや、企業の担当者、外国人と共に働く人、顧客とする人、また外国人を隣人に持つ人など、これからの日本においては、すべての人が該当者であるといえる。

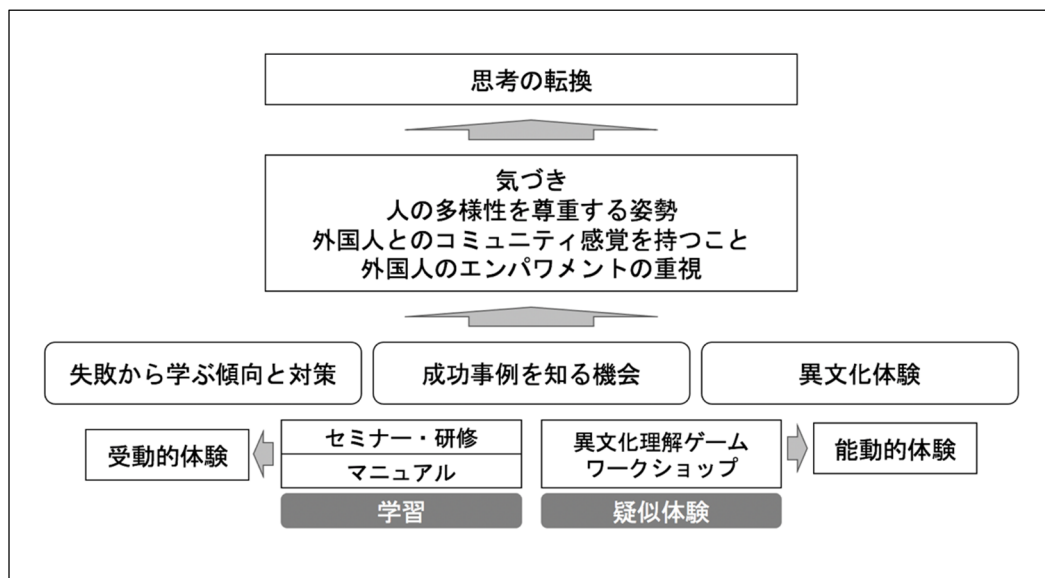
<sup>8</sup> 「コンフリクト」(conflict)とは、「衝突」や「不一致」、考えや主張が双方で異なる状況で、お互いが「対立」すること。



かつて筆者が外国人と接する日本人に対して行った調査事例<sup>9</sup>に、「うちの外国人社員たちを見ると、日本人みたいな気配りが下手だなんて思う」と普通に口にする会社の社長、「うちにホームステイしている子、ぜんぜん察してくれないんですよ」と嘆くホストファミリーがいた。彼らは、「気を配る」や「察する」というのが日本特有の文化であるということを知らないのだ。このような異文化に対する無知や関心の薄さが誤解や不信感を生む原因となり、失敗体験の連鎖がコンフリクトをさらに増長させる。

一方、自らのアメリカ留学中に、アジア人であるという理由で見下された経験から、日本語が十分でなく仕事の内容も熟知していない環境にいる外国人社員に対して、「受け入れる側が誠意をもってやってあげないと失礼だよ」と言う社長にも出会った。このことから筆者は、自らがマイノリティの側になる体験が、「異文化間コンフリクト」から「気づき」への転換を誘発させるのではないかと考えるようになった。今後あるべき多文化共生社会の実現に向けて、日本人の思考の転換をサポートする仕組みが必要である。

日本人の「思考の転換」をサポートする仕組み（イメージ）



筆者作成

外国人人材の受入れ・共生における異文化間理解に関する、知見に基づいたカリキュラムによってできた講座やセミナー、異文化の実体験、もしくは疑似体験ができるワークショップやゲームなどの開催は、有効なものの一つとして考えられる。これらを、外国人人材の受入れと共生のために国が中心となって推進していくことが望まれるが、日本語教育機関が、長年にわたって携わる外国人に対する教育を通して知り得た外国人や文化に対する理解や経験をもって、日本人に対する異文化間理解教

<sup>9</sup> 筆者は、2019年に、外国人人材を受け入れる企業と、外国人学生を受け入れるホストファミリーについてインタビュー調査を行ない、異文化間コンフリクトをきっかけにして、日本人が多文化共生社会における自らの思考を転換し、さらに発展させるために必要となるサポートや仕組みについて考察した。

育を行うこともまた、新たな展開の選択肢となる。自校でもすでに地方自治体や企業に対して行なっている「やさしい日本語<sup>10</sup>」の研修なども、その一つであろう。

日本人は、外国人が何ができて何ができないか、何が難しいのかを知ること。外国人は、日本人にとって何が当たり前で何を求められているのかを知ること。そこを出発点に両者で着地点を見つける、歩み寄りが第一歩である。違うのは当然のことである。違っていい、お互いの違いを知り、それを認め合い、そして共に生きていくこと、それが目指すべき多文化共生社会である。

## 5. おわりに

日本に住む外国人が日本語とその背景にある文化を学ぶことによって、より強く深く日本社会とつながり、その一員として自立し安心して暮らせる生活の保障は、一人一人の目標や夢の実現を促す。ことばの教育は、相互理解を促し、より平和な社会を創造する。そのための体制整備と同時に、外国人を受け入れ、共に生きる日本人の側の思考の転換をサポートする仕組み作りを本稿で提案した。

多文化共生社会を下支えし、人々を、自分らしい豊かな人生に導く日本語教育は、何が起きても揺るがぬ存在でなければならない。そのためにも、日本語教育を担う日本語教師の公的資格や日本語教育機関の法的位置付けが必要であることをここに付け加える。

いつかまた執筆の機会をいただけたら、今度は、「点」、「線」、「面」を超えた、地球規模の「球」をテーマに三次元の視点で論じたいと思う。

---

<sup>10</sup> 「やさしい日本語」とは、普通の日本語より簡単で、外国人にわかりやすいように配慮した日本語。災害発生時に、日本語も英語も十分に理解できず必要な情報を受け取ることができない人たちが適切な行動をとれるように考え出された。今では、災害時のみならず平時における外国人への情報提供手段としても研究され、様々な分野で取り組みが広がっている。

引用文献・参考資料

- 一般財団法人日本語教育振興協会, 「日本語教育機関の学生数及び「就学」新規入国者数の推移」
- 加藤早苗 a(2012), 「日本語学校の今とこれから-日本全体で留学生を迎えるために-」, 独立行政法人日本学生支援機構ウェブマガジン「留学交流」2012年10月号, Vol. 19  
<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2012/10.html>
- 加藤早苗 b(2018), 「価値の共創-グローバル人材育成の礎を創るために-」, 独立行政法人日本学生支援機構ウェブマガジン「留学交流」2018年1月号, Vol. 82  
<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2017/01.html>
- 加藤早苗 c(2020), 「外国人人材育成における日本語教育機関の価値共創の仕組みについての提案」, 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 JAIST 学術研究成果リポジトリ  
<https://dspace.jaist.ac.jp/dspace/handle/10119/16357>
- 経済産業省(2007), 「アジア人財資金構想について」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/asia/kondankai/daigaku/siryoku4.pdf>
- 佐藤由利子(2016), 「ベトナム人、ネパール人留学生の特徴と増加の背景—リクルートと受入れにあたっての留意点—」, 独立行政法人日本学生支援機構ウェブマガジン「留学交流」2016年6月号, Vol. 63  
<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2016/06.html>
- 渋谷博子・清水由貴子(2017), 「日本語学習者および教師への学習ツールに関する調査—デジタル時代の教師の役割とは—」, 『日本語教育研究』63巻  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/naganuma/63/0/63\\_34/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/naganuma/63/0/63_34/_article/-char/ja/)
- 中央教育審議会大学分科会留学生部会(2002), 「留学生交流関係施策の現状等について」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101d.htm#1](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101d.htm#1)
- 独立行政法人日本学生支援機構, 「外国人留学生在籍状況調査」  
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/zaiseki/index.html>
- 中川正春・田尻英三・丸山茂樹・助川安彦・吹原豊・布尾勝一郎・神吉宇一・石井恵理子・野田尚史(2017), 『外国人労働者受け入れと日本語教育』, ひつじ書房
- 福嶋美佐子(2016), 「外国人高度人材受け入れの現状と政策的課題—探索的調査研究—」, 法政大学大学院 公共政策研究科, 公共政策志林, 4巻  
<http://doi.org/10.15002/00013135>
- 文化審議会国語分科会 a(2010), 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案について  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/nihongo\\_curriculum/index\\_1.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/index_1.html)

文化審議会国語分科会 b (2018), 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について (報告) 改訂版」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kyoiku\\_jinzaiyosei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoiku_jinzaiyosei/)

文化庁 a, 「日本語教育の推進に関する法律について」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/index.html)

文化庁 b (2013), 「生活者としての外国人」のためのハンドブック

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/nihongo\\_curriculum/pdf/handbook.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/pdf/handbook.pdf)

法務省, 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00140.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00140.html)

文部科学省 a, 「留学生受入れ一〇万人計画」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318576.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318576.htm)

文部科学省・外務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省 (2008), 「「留学生 30 万人計画」の骨子」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/\\_icsFiles/afieldfile/2019/09/18/1420758\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2019/09/18/1420758_001.pdf)